

報 道 資 料

平成19年12月27日（木）

件 名： 中国四国防衛局長の来庁について

概 要： 本日、市長が中国四国防衛局長と協議を行いましたのでお知らせします。

記

1 日 時

平成19年12月27日（木） 10:00～11:15

2 場 所

市長応接室

3 相手方

中国四国防衛局長 月橋晴信ほか

4 当 方

岩国市長 井原勝介

5 協議内容について

市長から示した5つの条件提示に基づき協議を行い、国からは別紙1が示され説明を受けた。

6 市長コメント

回答内容は十分納得できるものではない。いずれにしても、それぞれの項目について、今後も協議を継続しお互い合意に向け努力することで一致した。当面は、事務レベルで協議を継続することになる。

岩国市長から提示のあった5項目への回答

岩国市長から提案のあった5項目については、これまで数度に亘り回答してきているところであるが、今般の提案を踏まえ、現時点で改めて回答すれば次のとおりである。

1 試験飛行について

これまでの説明では市民の不安を解消するに至らず。沖合移設完成後、試験的に空母艦載機部隊の訓練の一部を岩国に移転するなど、実際に飛行機を飛ばしてみること。

(回答)

現在、滑走路の沖合移設事業を行っているところであり、移設が完了すれば、空母艦載機と同種の航空機が既に岩国飛行場に所在しているため、騒音の状況は明らかになると考えている。

2 公有水面埋立法の手続き

空母艦載機部隊の岩国移駐は、沖合移設の目的を根本的に変えることになり、「公有水面埋立法」に違反する恐れがある。少なくとも、騒音に関し法に基づく環境影響評価を実施した上で、埋立承認の変更の手続きを行うこと。

(回答)

米軍再編に伴う空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐等については、飛行場及びその施設の設置事業、新設事業及び滑走路の延長事業ではないことから、環境影響評価法等に基づき、飛行場に関し環境影響評価を要する第一種事業及び第二種事業に該当しない。このため、新たに同法等に基づく環境影響評価を実施する考えはないが、シミュレーションにより現状と空母艦載機等の移駐後の岩国飛行場の騒音の変化を予測して騒音予測コンターを作成し、御説明してきているところである。

空母艦載機等の移駐後の騒音予測コンターの作成に当たっては、岩国飛行場の沖合移設後の騒音を予測し、それに厚木飛行場において実施された空母艦載機の騒音の実態等を加えているため、シミュレーションとしての精度としては十分なものと考えている。

滑走路沖合移設事業にかかる公有水面埋立法に基づく承認については、これまで、護岸の位置及び工法等、その内容に変更がある都度、公有水面埋立に関する変更申請を行い、承認を受けてきたところであるが、今回米軍再編に伴い埋立地区の土地利用計画を変更することになるため、現在、山口県に相談しつつ公有水面埋立に関する変更申請の準備を進めているところであり、準備でき次第、申請する考えである。

3 FCLPの恒常的施設

FCLPの恒常的施設の建設場所を確定した上で、岩国基地での訓練の内容を明らかにすること。

(回答)

恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の建設場所については、ロードマップに基づき、2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標として、現在、米軍の運用上の所要について米側に確認しつつ協議を実施しているところであるが、何度も申し上げているとおり、岩国飛行場にFCLP施設を整備する考えはない。

FCLP施設の設置場所及びFCLPの実施に伴う岩国飛行場における航空機の運用等に関する日米間の協議の内容については、御説明することはできないが、今後とも、可能なものについては、適宜情報提供したいと考えている。

4 日米地位協定の見直し

米軍人の犯罪等に対する日本側の捜査権が十分に確保されるよう「日米地位協定」の見直しを行うこと。

(回答)

日米地位協定に関しては、政府として、その運用の改善により、その時々の問題について機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、運用の改善に努力している。このような方針に基づき、刑事裁判権手続きに関する分野も含め改善例を積み重ねてきている。

1995年の刑事裁判に関する日米合同委員会合意によって殺人、強姦等の犯罪で我が国として重大な関心を有しているものにつき、起訴前の拘禁移転を可能にする途を開いた。1995年合同委員会合意のような起訴前の拘禁移転の要請を可能とする枠組みに基づき、実際に何度も起訴前の拘禁移転が行われている地位協定は、日米地位協定以外存在しない。

政府としては、今後とも目に見える運用の改善を進めるよう努めていく考えである。

5 海上自衛隊の残留

海上自衛隊のすべての部隊を岩国基地に残留させること。

(回答)

現在、岩国飛行場に所在しているEP-3等の海上自衛隊航空機の厚木飛行場への移駐（計17機）は、岩国飛行場における航空機の離発着回数自体を減少させることにより、安全性を更に確保できることや騒音についても、発生回数を減少させることができるなど、空母艦載機等の移駐に伴う岩国飛行場の運用の増大による影響を緩和するための措置であり、その変更や見直しを行う考えはないことを御理解いただきたい。